



令和8年度 県工事事務事故防止対策実施計画

令和8年3月
宮城県

はじめに

本県においては、昭和 53 年に 7 人が死亡した土砂崩壊事故をきっかけに「県工事事務事故防止対策委員会」を設置し、安全管理体制の整備をはじめ、各工事現場における安全点検や安全管理に関する研修の実施等、労働災害の防止に取り組んでいます。

また、事故防止対策を総合的かつ計画的に進めるため、平成 8 年に第 1 次県工事事務事故防止対策推進計画（5 カ年計画）が策定されて以来、種々の施策を実施して事故防止に努めてきました。

令和 3 年度末に策定した第 6 次県工事事務事故防止対策推進計画（令和 4 年度～令和 8 年度）（以下「第 6 次推進計画」という）において、計画期間内の基本方針、目標及び重点施策を以下のとおり定めています。

【第 6 次県工事事務事故防止対策推進計画】

<基本方針>

- 「危険ゼロ」の実現を目指す

<目標>

- 死亡災害ゼロ
- 第 3 次計画（震災前）の労働災害死傷者数の実績（74 人）より減少させる

<重点施策>

- 「法令等の遵守」、「研修機会の拡充」、「労働災害の予防」、「発注者としての取組」

令和 8 年度県工事事務事故防止対策事業計画（以下「令和 8 年度事業計画」という）は、令和 3 年度末に策定した第 6 次推進計画に基づく年次計画となります。

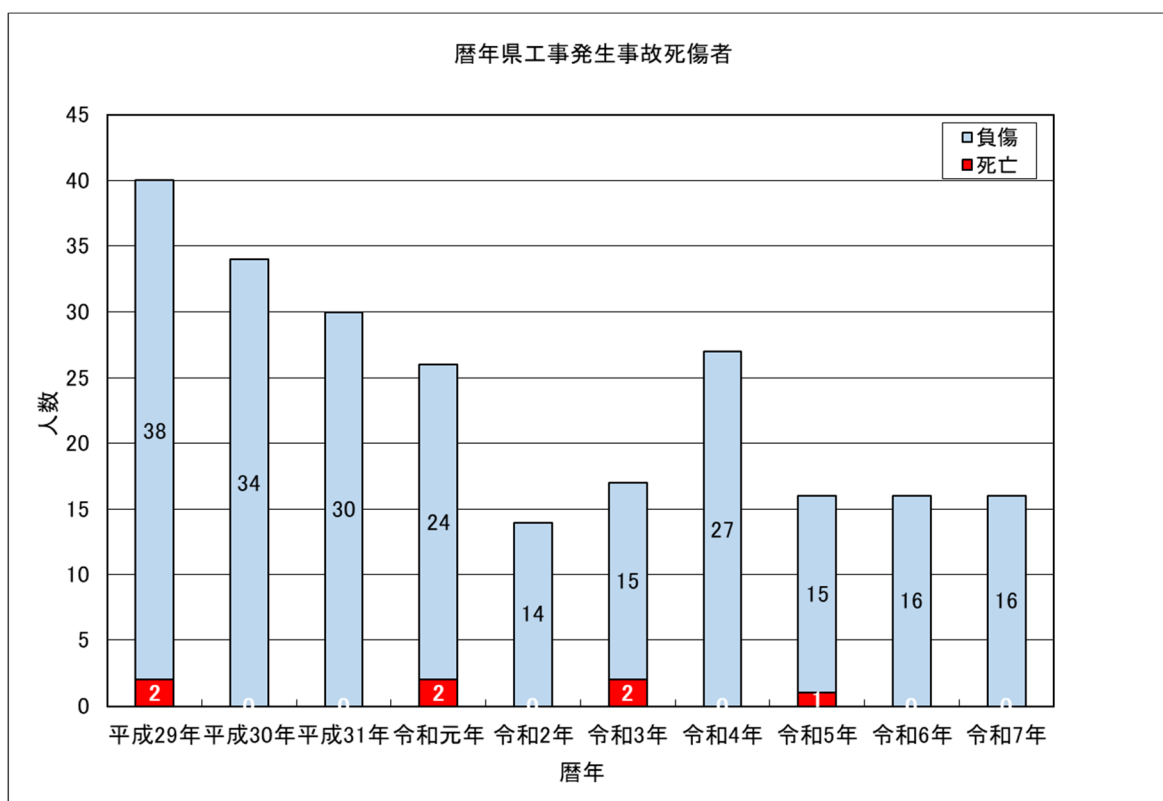
令和 8 年度事業計画においては、令和 7 年の発生傾向を踏まえ、重点事項を設定し、効果的に実施していくこととしています。

1. 令和7年（暦年）事故の発生状況

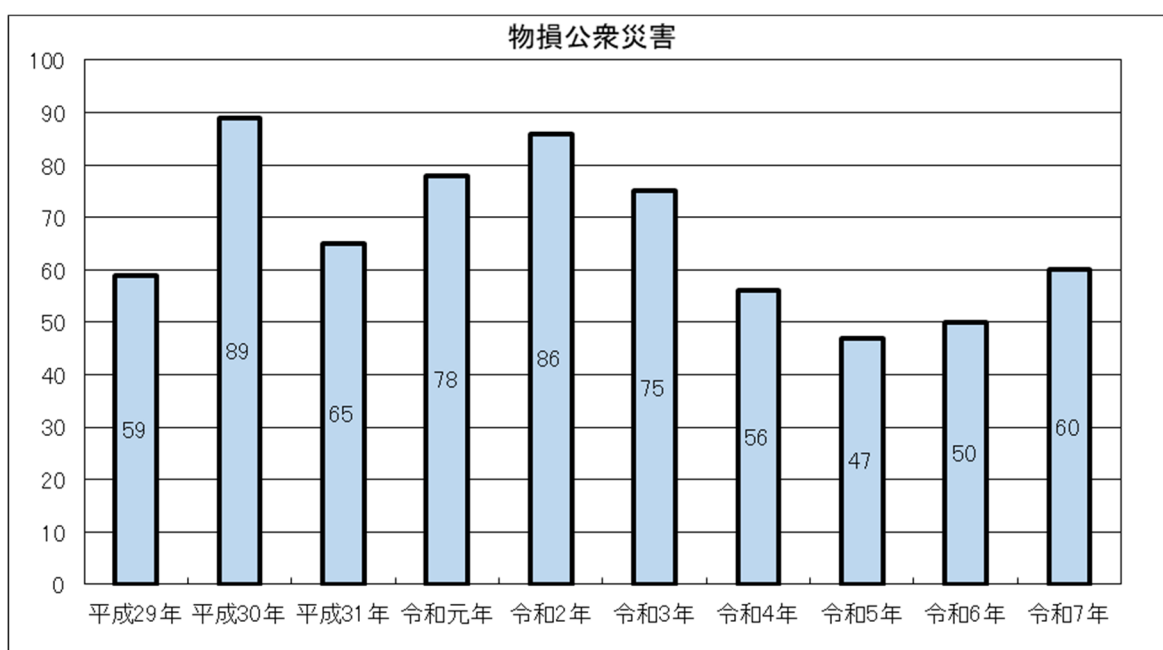
＜令和7年（暦年）の発生状況＞

県発注工事における令和7年の休業4日以上または全治30日以上の死傷者数は、16人（うち死亡者0人）であり、令和6年と同数という結果となりました。

また、令和7年の物損公衆災害は60件であり、令和6年から10件増加という結果となりました。



＜県発注工事における死傷者数の推移（直近10年間）＞



＜県発注工事における物損公衆災害の推移（直近10年間）＞

2. 令和7年度事故防止対策の取組状況

令和7年度県工事事務事故防止対策事業計画においては、下記の重点事項を掲げ、各種取組を実施してきました。

◇令和7年度事故防止対策にかかる重点事項

- 1 「墜落、転落」「転倒」「切れ、こすれ」に分類される労働災害の防止
- 2 すべての年代、とりわけ若手労働者が理解できる安全衛生教育等の徹底
- 3 現場全体における適切な安全管理体制の徹底（特に冬期間（12月～3月））
- 4 物損公衆災害（電柱・電線、自動車・バイク（飛び石）、埋設管）の防止

◇令和7年度事故防止対策の主な取組・成果

- ① 工事現場安全点検及び下請負点検の実施（作業手順書の確認及び作業員の所属確認等を全現場で実施）

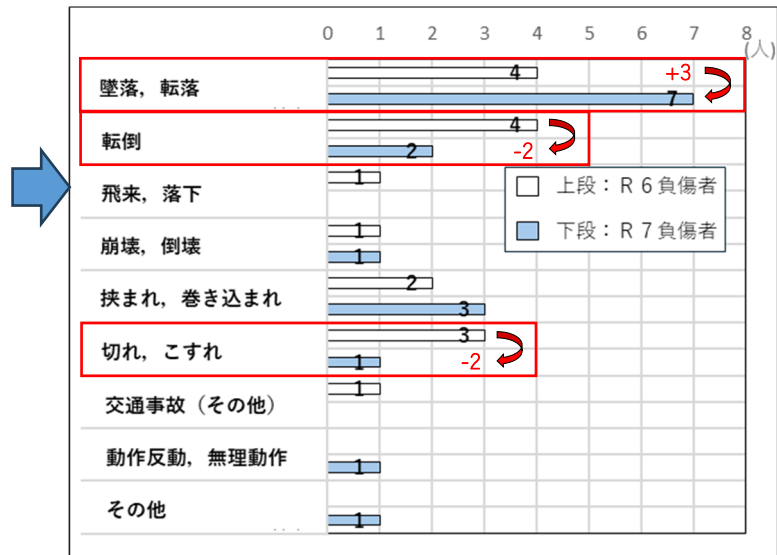
⇒令和7年度の発注工事を対象に全部局の各課・事務所において、「墜落、転落」「転倒」「切れ、こすれ」による災害の防止を重点事項に掲げて現場安全点検を実施した結果、令和6年の死傷者数に比べて、重点事項に掲げていた「転倒」及び「切れ、こすれ」はそれぞれ2人減少しました。

一方、「墜落、転落」は3人増加しました。

そのため、「墜落、転落」については、引き続き重点事項として現場安全点検に取り組む必要があります。

○実施した現場安全点検

総務部：10箇所
農政部：253箇所
水産林政部：170箇所
土木部：644箇所
企業局：44箇所
計：1,129箇所



<型別による死傷者数の比較>

また、県発注工事全てにおいて適切な施工体制の徹底を図るため、全部局の各課・事務所において毎月下請負点検を実施し、延べ438箇所の点検を行い、適切な施工体制の確保に努めました。

○実施した下請負点検

総務部：11箇所
農政部：58箇所
水産林政部：117箇所
土木部：245箇所
企業局：7箇所
計：438箇所

② 安全講習会等の実施（令和7年度の重点事項をテーマとした講習会の実施）

⇒各地区の労働災害防止連絡会議等において、各労働基準監督署や建設業労働災害防止協会と連携して講習会を計29回実施しました。

県では、「墜落、転落」事故事例の紹介や作業手順書作成時の留意事項、飛び石対策事例について、講習を行い、事故防止対策に努めました。

○講習会実施回数 (県単独開催も含む)	
大河原地区：	3回
仙台地区：	10回
大崎地区：	4回
栗原・登米地区：	6回
石巻地区：	3回
気仙沼地区：	2回
県庁：	1回
計：	29回

③ 各部局の各事務所における型別傾向を踏まえた目標設定及び具体的な取組の実施（現場事務所へ掲示、安全衛生教育時に下請業者へ配布・説明を実施するよう指導）

⇒令和7年度に工事発注を予定する各部局（土木部・農政部・水産林政部・企業局）の課・事務所において、事故発生傾向を踏まえた安全管理目標と具体的な取組みを設定し、事故防止に取り組みました。

各課・事務所で設定した目標の達成状況については、全3課・34事務所のうち19事務所で達成しており、事故防止に寄与しました。

○目標を策定した3課・34事務所
土木部：3課12事務所
農政部：7事務所
水産林政部：10事務所
企業局：5事務所



○目標を達成した19事務所
土木部：6事務所
農政部：4事務所
水産林政部：6事務所
企業局：3事務所

④ 冬期間特別現場一斉点検の実施【新規】

⇒令和7年12月～令和8年3月の冬期間に施工する工事全てを対象とした冬期間特別現場一斉点検を実施し、冬期間の事故防止に努めました。

3. 令和8年度県工事事務事故防止対策における重点事項

令和8年度事業計画においては、令和7年の発生傾向を踏まえて、事故防止対策の課題を明確にし、重点事項を設定した上で、令和8年度の事故防止対策に取り組みます。

(1) 型別からみた対策の課題

令和7年は、「墜落、転落」が最も多く、全体の約4割を占める7人、次いで「挟まれ、巻き込まれ」が3人発生しました。

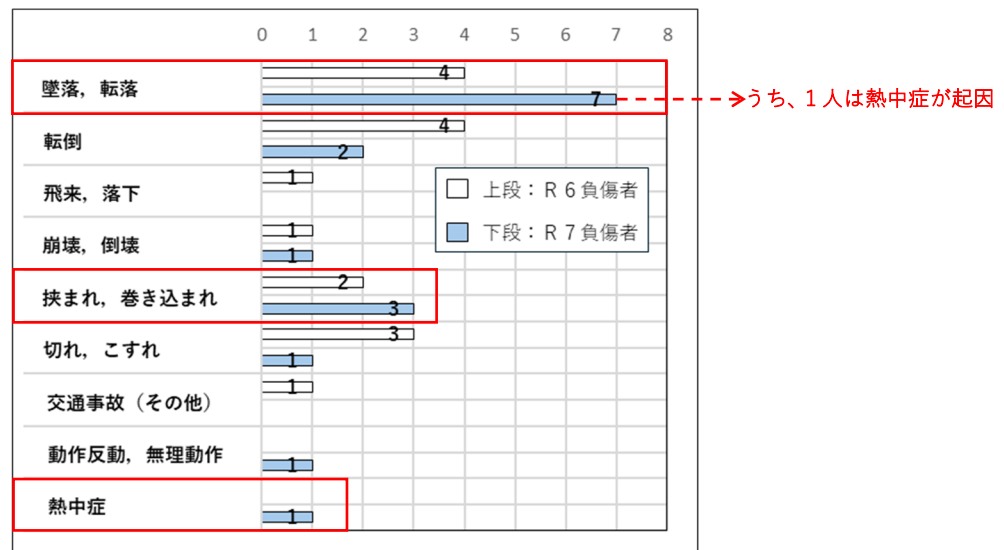
「墜落、転落」の主な要因は、高さ2m未満での事故が多く見られ、安全通路・昇降施設の未設置や不備となっております。

「挟まれ、巻き込まれ」の主な要因は、事故が発生した作業について、施工計画書・作業手順書への記載不足となっております。

これらのことを踏まえ、防護施設の設置状況の適切な確認、リスクアセスメントを踏まえた詳細な施工計画・作業手順書の策定を行い、「墜落、転落」、「挟まれ、巻き込まれ」に分類される事故の防止に取り組む必要があります。

また、令和7年6月1日から職場における熱中症対策を強化するため、改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症の重篤化を防止するための体制整備、手順の作成及び関係者への周知が事業者には義務付けられたところですが、（17ページ参照）「熱中症」による事故が1人発生しており、熱中症を起因とした「墜落、転落」事故も発生しております。

今後も、平均気温は上昇することが予測されており、熱中症対策へ積極的に取り組む必要があります。



<型別による死傷者数の比較>

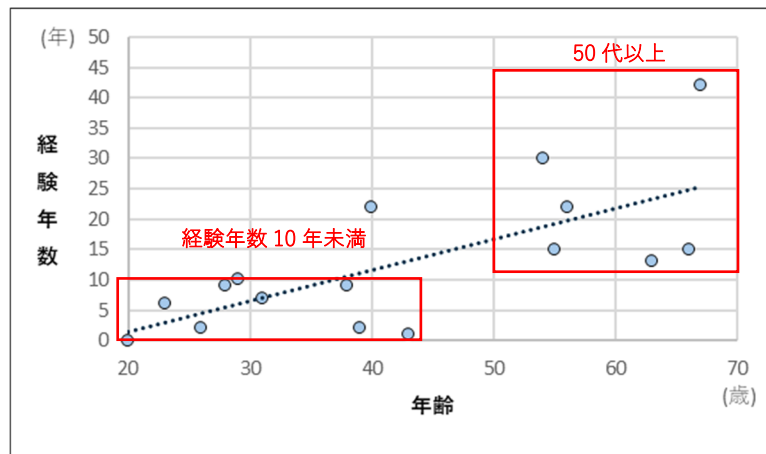
(2) 年齢別・経験年数別からみた対策の課題

令和7年は、10年未満の経験年数が浅い労働者が全体の半数を占める8人、50代以上の高年齢労働者が全体の約4割を占める6人発生しました。

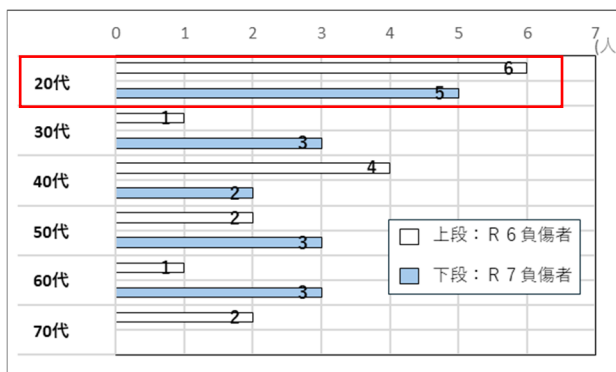
10年未満の経験年数が浅い労働者の主な要因は、作業への理解が不十分であり、作業標準を遵守しなかったこと及び機械・装置等を不安全に動かしたことによるものとなっております。

50代以上の高年齢労働者の主な要因は、加齢による身体能力の低下による転倒や作業に対しての油断・軽視があり、危険だと思わず行動したことによるものとなっております。

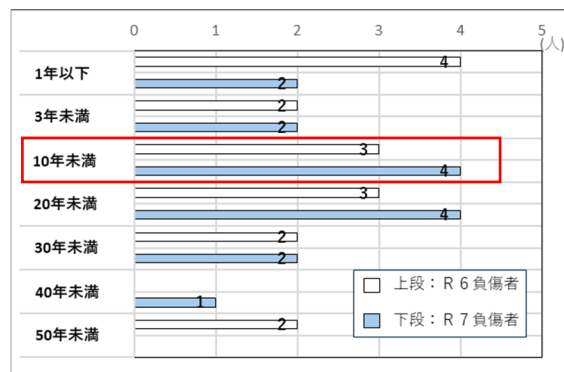
このことを踏まえ、作業手順書やKY 日誌の記載内容を10年未満の経験年数が浅い労働者が理解できる安全衛生教育等に取り組むとともに、20年未満の一定の経験を有する労働者に対しては、作業の危険性を改めて認識するよう安全衛生教育等に取り組む必要があります。



<年齢別／経験年数別による死傷者数の比較>



<年齢別による死傷者数の比較>



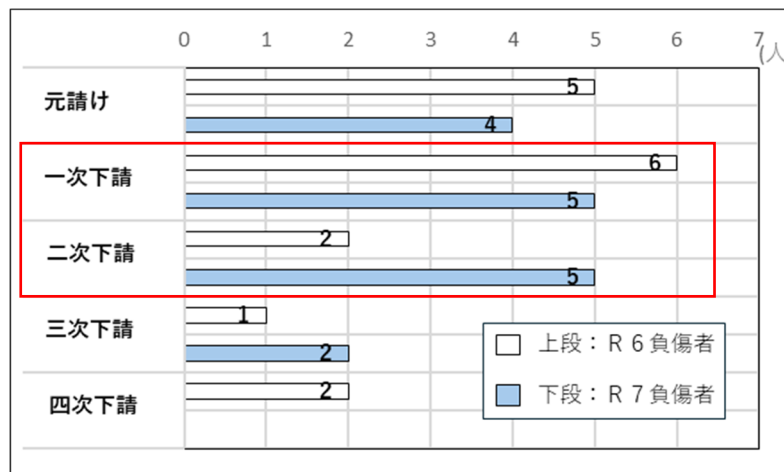
<経験年数別による死傷者数の比較>

(3) 施工体系別からみた対策の課題

令和7年は、一次下請及び二次下請が最も多く、それぞれ全体の約3割を占める5人発生しました。昨年同様下請業者による死傷者が多く発生しました。

その主な要因は、不具合発生時の現場内連絡調整がうまく行えず、作業手順を遵守しなかったものとなっております。

このことを踏まえ、下請指導の適切な実施及び現場全体での適切な安全管理体制の構築を徹底する必要があります。



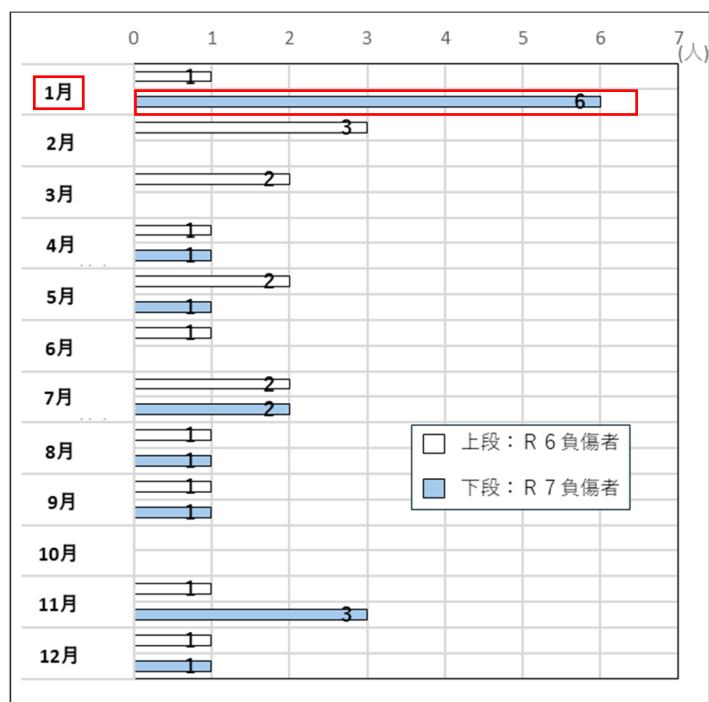
<施工体系別による死傷者数の比較>

(4) 発生月別からみた対策の課題

令和7年は、冬期間の1月が最も多く、全体の約4割を占める6人発生しました。また、発生日では、年明け1週間～2週間での事故が多く発生しています。

その主な要因は、冬期間であるものの、積雪や凍結による転倒等の冬季特有の事故ではなく、油断・軽視によるものとなっております。

このことを踏まえ、冬期間、とりわけ注意力の低下及び身体が十分に作業に慣れていない年明け1月の事故防止に取り組む必要があります。



<発生月別による死傷者数>

(5) 被害物別からみた対策の課題（公衆災害）

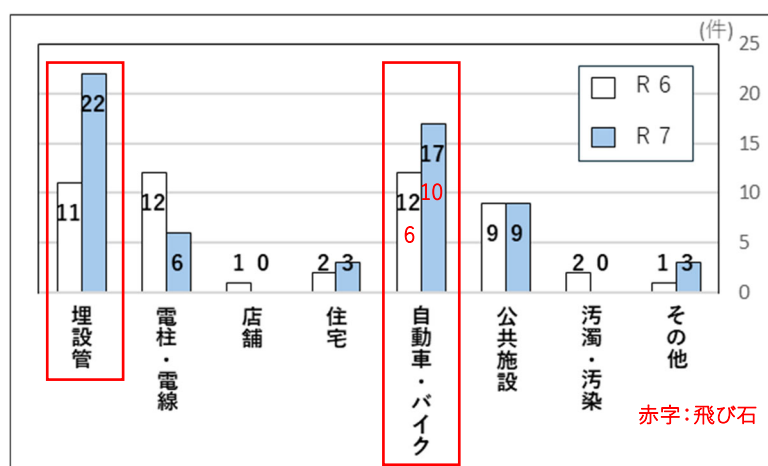
令和7年は、「埋設管」が最も多く、全体の約4割を占める22件、次いで「自動車・バイク」が17件発生しました。また、「自動車・バイク」の事故の大半が除草作業時の飛び石による被災となっております。

「埋設管」の主な要因は、図面とは異なる位置、高さに水道管が埋設されていたケースや埋設情報の現場内での周知不足となっております。

「自動車・バイク」の主な要因は、飛散防止ネットの配置が不適切だったケースや空き缶などのゴミや小石の事前現地確認不足となっております。

これらのことを踏まえ、「埋設管」に対しては、試掘及び作業員への周知の徹底に取り組む必要があります。

「自動車・バイク」に対しては、飛散防止ネットの適切な配置及び事前現地確認の徹底に取り組む必要があります。



<被害物別による物件数の比較>

以上の課題を踏まえて、下記のとおり5つの重点項目を設定し、事故防止に取り組んでいきます。

重点事項

- 1 「墜落、転落」「挟まれ、巻き込まれ」に分類される労働災害の防止【変更】
- 2 熱中症対策への取り組みの徹底【新規】
- 3 経験年数の浅い労働者及び高年齢労働者が理解・再認識できる安全衛生教育等の徹底【変更】
- 4 現場全体における適切な安全管理体制の徹底（特に冬期間）【継続】
- 5 物損公衆災害（埋設管、自動車・バイク（飛び石））の防止【継続】

4. 令和8年度における具体的な取組

上位計画である第6次推進計画において、「安全文化の創造」、「労働災害の防止」、「安全管理体制の充実」の3つを大項目に設定し、具体的な取組内容を中項目及び小項目に設定しています。

【第6次推進計画における大項目及び中項目】

【安全文化の創造】

- ・法令等の遵守
- ・研修機会の充実
- ・安全情報の一般公開
- ・優れた施工業者の選定

【労働災害の防止】

- ・労働災害の予防
- ・労働災害の再発防止
- ・工事発注者としての取組

【安全管理体制の充実】

- ・安全管理体制の充実

※詳細については、第6次推進計画を参照

本事業計画においても、第6次推進計画の大項目・中項目・小項目に沿って、先に設定した重点事項を基本に、下記のとおり具体的な取組みを実施していきます。

(1) 安全文化の創造

①法令等の遵守

イ 工事現場安全点検等の実施

- ・各課（室）・地方公所毎に安全管理監督職員が、全発注工事で最低年1回以上の点検を実施するとともに、各地区労働災害防止連絡会議による合同安全点検を実施します。
- ・点検時には、令和7年に多く発生した「墜落、転落」、「挟まれ、巻き込まれ」の防止に向けて以下のポイントを点検します。【重点事項1】
 - 墜落・転落
 - ①墜落制止用器具の使用（原則、フルハーネス型を使用）
 - ②昇降設備の設置状況（設置場所の安定性、固定の有無、滑り止め対策の有無など）
 - ③足場の設置状況（2段手すりや幅木等の有無、作業床幅及び床材間の隙間の確認）
 - 挟まれ・巻き込まれ
 - ①重機と人の配置状況（保安施設等による分離措置）
 - ②合図者配置状況、現場内での合図方法の統一化
 - ③クレーン等安全規則の遵守
- ・また、夏季（6月～8月）に施工する工事については、熱中症の重篤化を防止するための「体制整備」「手順の作成」「関係者への周知」が適切に行われているか、併せて点検を実施します。【新規】【重点事項2】
- ・令和7年度に引き続き、冬期間（12月～3月）に施工する工事全てを対象とした冬期間特別現場一斉点検を実施します。【重点事項4】

ロ 安全衛生管理計画等の指導徹底

- ・施工計画書の安全衛生管理計画に関する事項（宮城県土木部制定施工計画書作成要領（案）に規定）については、監督職員だけでなく安全管理監督職員等を含めて確認します。

- ・経験年数の浅い労働者が作業手順を十分に理解できるとともに、高年齢労働者が作業の慣れや加齢に伴う作業能力低下を再認識できる安全衛生教育を推進するために、現場安全点検時に、作業手順および KY 日誌の記載内容を確認するとともに、事故報告書提出案件を対象に「事故事例」を作成し、受発注者へ事故原因や再発防止対策の共有を行う。【新規】【重点事項3】

ハ 元請負業者と下請負業者との適正な契約締結の徹底

- ・下請けの承認を得ていない業者に工事の一部を施工させる事案（契約違反）が見られることから、受発注者ともに、下請け承認に関する手続きの徹底を図るとともに、現場に従事している作業員の所属確認等について、全工事で最低1回実施します。

ニ 一人親方等の安全及び健康の確保

- ・一人親方等に関しては労働安全衛生法が適用されないため、業務中の被災を把握した場合、労働基準監督署へ情報提供し関係機関及び関係団体と共有して実情を把握します。
- ・また、一人親方等は労災保険の対象とならないことから、講習会等で周知し労災保険の特別加入制度への加入促進等の徹底を図ります。

ホ 安全衛生管理の手引きの活用等

- ・発注者向けに、現場安全点検における是正指導事例や、労働災害別の安全衛生管理方法をまとめた「監督員のための安全衛生管理の手引き」を積極的に活用します。
- ・また、厚生労働省で公表している「職場のあんぜんサイト」（職場の安全を応援する情報発信サイト）を活用するなど、事故防止に向けた情報収集に努めます。

②研修機会の拡充

イ 安全講習会等の実施

- ・令和7年の事故の発生傾向を踏まえた、令和8年度の重点事項をテーマに各地区労働災害防止連絡会議主催の施工業者を対象にした安全管理講習会と、発注機関毎の安全管理講習会を実施します。【重点事項1、2、3、5】

ロ 安全管理研修の実施

- ・発注者対象の安全管理研修においては、特に若手職員を中心とし、研修・講習を開催します。
- ・また、安全パトロールは、安全管理監督職員と工事監督員（若手職員等）による合同パトロールとし、実践的な安全点検の実施能力の向上を図ります。

ハ 労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）の普及

- ・「労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS：Occupational Health& Safety Management System）」について、安全講習会等を通じて普及・定着を図ります。

ニ 継続教育（CPD）の普及

- ・各地区労働災害防止連絡会議で開催する請負業者向け安全講習会を継続教育（CPD：Continuing Professional Development：技術者の継続的な専門教育）対象と位置づけて、受講者が配置技術者となった場合の労働安全衛生の意識向上を図ります。

③安全情報の一般公開

イ 工事現場のオープン化

- ・県発注工事において建設関係団体と連携し、工事現場の見学会などを行うことで、建設業の魅力を発信することで、建設業のイメージアップを図っていきます。
- ・また、注目度の高い工事現場では、各団体、学校等からの現場見学希望について積極的に対応するとともに、広報活動（工事説明の看板設置等）を推進し、県民が見学できる公開型工事現場の実現を目指します。

ロ 安全情報公開の促進

- ・宮城県のホームページ等の情報提供手段を利用し、県工事事務事故防止対策推進計画及び県工事事務事故防止対策事業計画などに関する安全情報を広く一般に公開します。
- ・併せて、現場見学会の実施状況についても、ホームページに掲載し、安全情報公開の促進を図ります。

④優れた施工業者の選定

イ 入札制度における安全管理の評価

- ・総合評価落札方式における評価項目のうち、施工計画及び技術提案等の評価において、現場条件を踏まえた安全管理を適切に評価します。

ロ 工事成績への適正な加点

- ・「県工事成績調書におけるリスクアセスメントの加点措置要領（平成 25 年 4 月 1 日施行）」に基づき、リスクアセスメントを実施した場合、工事成績調書の創意工夫の項目で最大 2 点を加点します。

ハ 工事関係者の表彰

- ・建設工事事務事故防止優良者表彰

「宮城県建設工事事務事故防止優良者表彰事務取扱要領（令和 5 年 5 月 1 7 日施行）」に基づき、工事における安全管理に対する取組が優良な現場代理人を表彰します。（令和 7 年度実績：1 5 8 人）

なお、特に優良な現場代理人は、東北地方安全施工推進大会（S A F E T Y）（国土交通省東北地方整備局との共催）に推薦します。

- ・優良専門工事業者表彰

現場で活躍している下請の専門工事業者の取組を評価し表彰を行います。

（令和 7 年度実績：3 5 社）

ニ 安全管理措置の不徹底に対する罰則

- ・「建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（令和7年6月1日施行）」に基づき、安全管理措置の不適切についての措置要件に該当するときは、状況に応じて期間を定め指名停止等の措置を行います。
- ・また、建設工事入札参加登録資格審査（主観的事項）において、指名停止を受けた事業者を減点評価します。（過去2年間分、月数×-10点）

(2) 労働災害の防止

①労働災害の予防

イ リスクアセスメントの実施に向けた取組

- ・リスクアセスメントの施工計画書への記載の指導
- ・実施状況を確認した上で、工事成績評定への加点

ロ 快適な職場環境づくりに向けた取組

- ・女性技術者の登用の促進や女性が働きやすい職場環境の整備などを目的に「女性活躍推進モデル工事」を実施します。
- ・インターネットを介した打合せ（ウェブ会議）、ウェブカメラを活用した遠隔臨場による現場立会、工事情報共有システム（ASP）の活用など、移動時間の削減等による業務の効率化を図ります。

ハ 安全作業を可能とする新技術・新工法の積極的な活用

- ・「i-Construction」について、国土交通省及び建設関係団体等と積極的に連携を図ると共に、総合評価落札方式の生産性向上において最大2点の加点評価し取組を推進します。
- ・ICTの全面的な活用（ICT土工等）について、BIM/CIMによる3次元データの活用やICT建機による施工などについて積極的に活用を促進していきます。

②労働災害の再発防止

イ 事故調査

- ・事故が発生した場合は、各部局における安全対策委員会を、それぞれの設置要綱及び運営要領に基づき開催し、類似事故の再発防止対策等に反映します。
- ・休業4日以上、全治30日以上等の事故が発生した場合は、事故報告書の提出を徹底し、是正措置及び再発防止対策を確実に実施します。

ロ 建設工事事務データベース等の活用

- ・県発注工事で発生した労働災害の起因別等の統計データや、国土交通省で運用している建設工事事務防止データベース（SAS）を活用し、事故発生原因等の調査・分析を行い、その結果を安全講習会等で周知するなど、労働災害の再発防止に努めます。

③工事発注者としての取組

イ 安全を考慮した適正な経費の計上

- ・工事の発注に当たっては、適正な労務及び資材単価のもと、現場の実態に即した施工条件を踏まえ、**施工時の安全衛生を確保するために必要となる適正な経費を計上するとともに、必要な事項を特記仕様書等に条件明示**します。
- ・**工事現場の熱中症対策における施設対応に係る経費に関して、現場環境改善費への積み上げ計上を適切に行ってまいります。【新規】【重点事項2】**

ロ 適切な工期の設定及び工事発注の平準化

- ・工事発注にあたっては、施工者が安全衛生に配慮した余裕のある施工管理を行えるように、週休2日の徹底、労働時間の短縮、工事の規模、難易度や地域の実情、不稼働日等を踏まえた**適正な工期の設定を行うとともに、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為、ゼロ県債及び繰越の柔軟な運用等を有効活用し、発注・施工時期の平準化**を図ります。
- ・**工期設定支援システムを活用した工期設定**などを活用し、適切な工期設定に向けて取り組んでまいります。

ハ 施工条件や工事内容の変更への対応

- ・施工条件等の変化や、施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合などにおいて、やむを得ず工事内容の変更を行う場合には、「設計変更ガイドライン」及び「工事一時中止ガイドライン」に基づき、**安全衛生対策の見直しを含め、適切に工事内容の変更や工事一時中止の手続きを行い、それに伴って必要となる経費や適切な工期の変更**を行います。

ニ 建設業における働き方改革の推進

- ・建設工事従事者の働き方改革の推進及び処遇の改善に資する以下の取組を、令和7年3月に策定した「第4期みやぎ建設産業振興プラン」と連携して展開します。
 - ・適切な賃金水準の確保
 - ・建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進
 - ・計画的な休暇取得の推進
 - ・時間外労働の是正
 - ・建設工事従事者の安全及び健康確保

ホ 各部局、各事務所における目標設定及び具体的な取組の実施

- ・各部局（土木部、農政部、水産林政部、企業局）の各課・事務所において、**型別傾向を踏まえた安全管理目標（数値目標）及び目標達成に向けた具体的な取組内容を定め、さらなる事故防止体制の確立**を図ります。（参考様式は18ページに添付）【重点事項1、3、5】
- ・また、作成した安全管理目標は、下記のとおり実施します。
 - ・各事務所で掲示し、土木部事業管理課HPにも掲載します。
 - ・受注者へ配布して周知を図るとともに、現場事務所への掲示及び安全衛生教育等で下請業者を含む作業員全員へ周知するよう依頼します。

(3) 安全管理体制の充実

①安全管理体制の充実

イ 安全管理監督職員の配置

- ・県工事安全管理監督規程（昭和54年宮城県訓令甲第9号）第4条に基づき、県工事の工事発注担当各課・各公所に安全管理監督職員を配置し、各課・各公所の安全点検や安全講習会の実施及び関係機関との連絡体制を確立します。

ロ 専門家や関係機関との連携

- ・建設工事関係者ゼロ推進連絡会議において、労働災害の発生状況及び建設業における労働災害防止対策、並びに建設業に対する監督指導等について情報交換や協議等を行います。

ハ 国や関係団体との連携による取組

- ・令和8年度も引き続き、建設工事関係者ゼロ災推進連絡会議と連携し、安全衛生活動への取組を推進していきます。

【建設工事関係者ゼロ推進連絡会議構成員】

宮城労働局
東北地方整備局
東北農政局
宮城県
建設団体等

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

〇〇〇〇事務所から 県工事受注者の皆さまへお願い

県では、事故防止を図るために「第〇次県工事事務所事故防止対策推進計画」及び「令和〇年度工事事務所事故防止対策事業計画」を策定しております。令和〇年度県工事事務所事故防止対策事業計画では、工事事務所の発生傾向を踏まえ、事務所ごとに安全管理目標及び具体的な取組を定めて、重点的に実施していくこととしております。

このことから、〇〇事務所では、下記のとおり安全管理目標を設定し、目標達成のための具体的な取組を掲げ、事故防止に取り組んでいくこととします。皆様のご協力をお願いいたします。

安全管理目標

労働災害について

- ・事故件数（軽微な事故を含む）、「〇件以内（前年比〇%の減少）」を目標とします。
- ・特に、重機作業中の事故は「〇件」を目標とします。

公衆災害について

- ・「〇件以内（前年比〇%の減少）」を目標とする。
- ・特に、埋設管接触事故は「〇件」を目標とします。

具体的な取組

- 監督職員及び主任監督員による現場点検を月〇回必ず行う。
- 「転倒」事故が多いことから、危険の見える化や4S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底、防滑靴の着用など安全パトロール等を通じて指導する。
- 掘削作業を行う場合、埋設管接触事故が生じないよう、埋設管の有無について事前確認を徹底する。
- 「慣れ」や「慢心」が原因となる事故が多いことから、定期的に発注者自ら現場に向かい注意喚起を行う。

令和〇年の事故事例

発生日時：令和〇年〇月〇日（〇）〇〇：〇〇頃

事故の型：墜落

被災状況：骨折（全治〇〇日）

事故状況：バックホウでの重機作業中に、オペレーターが
作業計画にない行動をしたことで、監視員にぶつかりそうになったため、監視員が避けようとしたところ、足が滑り〇m下に落下したものの。

事故原因：漫然作業による事故発生、作業計画にない行動によるもの。など

写真など

写真など

各種紹介

- 「第6次県工事事務所事故防止対策推進計画」（宮城県事業管理課 HP）
URL：「<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/dai6jisuisinnkeikaku.html>」
- 「令和7年度県工事事務所事故防止対策事業計画」（宮城県事業管理課 HP）
URL：「<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/reiwa6jikoboushitaishaku.html>」
- 「職場のあんぜんサイト」（厚生労働省 HP）
URL：「<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/#>」
- 「エイジフレンドリーガイドライン」（厚生労働省 HP）
URL：「https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10178.html」

QRコード

